

平成 28 年 12 月

『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に対応する不動産の価格等調査のための運用指針（研究報告）』の改正について（概要）

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
調 査 研 究 委 員 会
委 員 長 鴫 澤 省 一
自然災害の被災地対応鑑定評価実務の検討小委員会
小委員長 北 條 誠一郎

今回（平成 28 年 12 月）の改正は、以下の事情に対応するものである。

- ① 熊本地震に対応した登録支援専門家（不動産鑑定士）から寄せられた質問に対する回答に対応

熊本地震において、区分所有建物の価格調査事例で、取壊し最有効と認められる事例が発生したことに対応して、この場合の留意点を追加

IV.6. (4) .ウ. 区分所有建物およびその敷地の評価

- ② 東日本大震災の被災地における不動産の価格等調査のための運用指針（NO2）の改正（平成 28 年 10 月）に対応

東日本大震災における経験を踏まえ前記運用指針（NO2）が改正されたので、当該改正部分をそのまま引用する形で改正

IV.6. (4) .ア. 更地の評価

IV.6. (4) .イ.② 貸家およびその敷地

以 上